

別添 1

平成26年度

三重県食の安全・安心確保基本方針（案）

三 重 県

I 趣旨

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るために食の安全・安心が確保されなければなりません。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心も高まっているところです。

また、各地において食に関するさまざまな問題が繰り返し発生したことから、食の安全・安心確保に対する県民の要請は一段と強まってきています。

この基本方針は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例に基づき、「県民の健康の保護」、「地産地消等の推進を通じた食品関連事業者※と県民との間の信頼関係の構築」、「安全で安心できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的とするものです。この目的を達成するため、県民、食品関連事業者、県等多様な主体の相互理解、連携及び協働により、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

II 食の安全・安心確保に関する基本的方向

食の安全・安心を確保するためには、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、県民、食品関連事業者、県等多様な主体の相互理解、連携及び協働により、食品等の適正表示を推進するとともに、県民の健康への悪影響の未然防止の観点から、科学的知見※に基づいて必要な施策に取り組まなければなりません。

県は、それぞれの主体が食の安全・安心確保を進める環境をつくるため、4つの枠組みで施策を推進します。

- 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実
- 2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備
- 3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択※を促進する環境の整備
- 4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

III 食の安全・安心確保のために実施すべき施策

1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

生産段階や加工・調理・販売段階での監視、指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容

本文中の※印の用語については、巻末(P5～)に解説を掲載しています。

を充実します。また、食の安全・安心に関する科学的知見の集積に努め、調査研究の推進とその成果の普及啓発を行います。

(1) 生産資材*に関する指導、検査

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用または生産・販売について、指導、立ち入り検査を実施します。

(2) 生産段階のガイドラインの作成・指導

病害虫防除の手引き*や施肥基準*等の各種ガイドラインを作成するとともに、三重県版農産物品質・衛生管理マニュアル*等による生産履歴の記帳*の普及および種苗、農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

(3) 生産環境に関する調査

有害物質等による土壤等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

(4) 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

国等と連携して、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度の普及啓発を積極的に行います。

(5) 食品等の試験・検査

県内で流通する野菜や食肉及び加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、BSE*、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品等に関し、検査を実施します。

(6) 調査研究の推進とその成果の普及啓発

安全で安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果の普及啓発を行います。

2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

県民、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援します。

(1) 県民への情報提供

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

(2) 食品関連事業者等への情報提供

食に関する法令や生産資材に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体が必要とする情報を提供します。

(3)コンプライアンス意識の向上に対する支援

コンプライアンス（法令遵守）意識の向上や関係法令に関する理解の促進など、事業者の自主的な取り組みを支援するとともに、その効果を検証し、改善を進めます。

(4)自主基準の設定及び公開の促進

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な自主基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム※、ISO22000※等をはじめとした先進的な情報の提供、指導・助言、技術開発を行います。

(5)自主的な情報発信等に対する支援

県民が合理的に食品を選択できるトレーサビリティ・システム※の導入などに取り組む食品関連事業者を支援します。

(6)認証制度の推進

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

(7)健全かつ持続可能な経営への支援

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全など、食品の安定供給や健全な経営に向けて行う自主的な取組を支援します。

3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに学習機会を提供します。

(1)情報提供の推進

ホームページ、県政だより、情報紙、メールマガジンや学習講座などの多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

(2)食の安全・安心に関する教育の推進

あらゆる世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育を通して学校や家庭・地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

(3)相談対応の充実

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談等に迅速に対応します。

4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校などの多様な主体が相互理解

を深め、連携及び協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

(1) 人材の育成

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

(2) 相互理解の増進

食に関するすべての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナーなどリスクコミュニケーション※や相互交流の機会の確保に努めます。

(3) 関係者との連携及び協働

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進します。

(4) 県民運動の展開

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育を通して食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

IV 施策を効果的に推進するために

施策を効果的に推進するために、県関係職員の一層の資質向上を図り、県民、食品関連事業者、市町、国との連携のもと、必要な財政上の措置を講じ、総合行政で施策の推進にあたります。

1 施策提案の反映

食の安全・安心確保に関する施策についての提案制度により、県民及び食品関連事業者の意見を把握し、施策への反映に努めます。

2 国・関係自治体及び多様な主体との連携及び協働

食の安全・安心を確保するために、国・関係自治体・関係団体・学校・N P Oなどの多様な主体と密接に連携及び協働して施策を推進できるよう努めます。

3 行動計画の策定と実行

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、施策に関する行動計画を策定し実行していきます。

平成15年 1月28日策定

平成19年 3月29日改正

平成20年10月20日改正

平成26年 月 日改正

【基本方針用語解説】

○食品関連事業者

食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいいます。(条例第二条の四)

○科学的知見

実証的なデータ、学会等で認められた学説、学術的論文などをいいます。

○合理的な選択

この基本方針では、正確な食品の情報、表示により、県民のニーズに基づく選択ができます。

○生産資材

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

○病害虫防除の手引き

農林水産省の登録農薬の中から、毒物劇物や毒性の高いものを極力排除し、県内各地域の資材展示場での評価、流通量等を総合的に判断し、県(病害虫防除所、農業研究所、農業改良普及センター等)が「三重県病害虫防除の手引き」として作成したもの。農協等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

○施肥基準

県(農業研究所、農業改良普及センター等)が土壤肥料学的見地から主要作物毎の適正施肥量等を示したもの。概ね5年ごとに改定され、農協等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

○三重県版農産物品質管理・衛生管理マニュアル

ISO9001[※]及びHACCPシステムの考え方を取り入れて、三重県内の主要品目(土耕栽培トマト・養液栽培トマト、米・日本なし・茶・大豆・いちご・みかん)について、農業生産場面での自主的な品質衛生管理を推進するために作成したもの。

○ ISO 9001

1987年にISO(国際標準化機構)によって制定された品質管理及び品質保証に関する国際規格。信頼のおける品質システムを組織内部に構築することによって、顧客満足を得ることを目的とした規格です。

○ 生産履歴の記帳

生産現場において、栽培方法、資材の使用方法等、日々の工程を記録することをいいます。

○ BSE

牛海綿状脳症(BSE)は、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、旋回等の行動異常や運動失調等の神経症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。

人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病は、感染牛由来のBSEプリオンの摂取が原因との説があり、このため、日本では、特定危険部位の除去と48ヶ月齢を超える牛のBSE検査が行われています。

○ HACCPシステム

「Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析重要管理点)」の略で「ハサップ」となどと呼ばれています。

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。

○ ISO 22000

HACCPシステムにISO9001のマネジメントシステムを組み込んだ食品安全を目的としたISOマネジメント規格で、人が摂取する段階の食品安全を確保するため、農場から食卓までの食品に関連するあらゆる組織が、食品の安全に対する危害要因を管理していくために必要な内容を規定したものです。

○ トレーサビリティ・システム

食品の安全を確保するために、栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にし、品質等追跡ができるシステムをいいます。

○ リスクコミュニケーション

この基本方針では、行政、食品関連事業者、研究者、県民等が食品のリスクに関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解しあうために対話を進めていくことをいいます。



三重県農林水産物・食品輸出促進協議会(仮称)の事業概要(案)



取組方針

- ①「みえ国際展開に関する基本方針」に従い、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、販路拡大が見込まれ、かつ各事業者の意向と合致した国・地域に対象を絞り込み、協議会事業をJETROと連携して展開
- ②販路拡大への課題解決のために品目別の部会事業をJETROと連携して実施

協議会事業

<三重県物産展開催事業>

- 台湾、タイで三重県物産展を開催し、試食販売等を通じて、現地ニーズの把握や定番化



<国際食品見本市等への出展事業>

- 台湾、シンガポールで開催される国際食品見本市等へ出展



<海外バイヤー招へい事業>

- 台湾、タイ、シンガポールのバイヤーを三重県内へ招へいし、商談機会を確保

<その他事業>

- JETRO及び各部会と連携した研修会や相談会の実施
- 物産展や見本市等への参加者向け説明会の開催
- 四日市商工会議所が実施する中国等販路拡大事業との連携
- 他県との連携など

部会事業

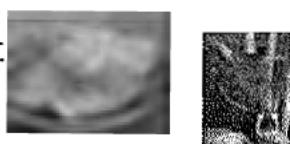
<農産部会>

- 農産物の輸出拡大に向け、品目毎に特化したテーマ別研修会の実施



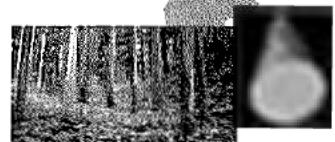
<畜産部会>

- 三重県産ブランド牛肉の輸出拡大に向け、海外(北米)での市場調査、国内でのPR試食会等の開催



<林産部会>

- 原木や製材品の輸出に向けた研修会の実施



<水産部会>

- 水産物の輸出拡大に向け、中国・シンガポールでの海外市場開拓調査及び輸出支援事業の実施



<食品部会>

- 加工食品の輸出拡大に向け、ハラル認証制度等の研修会の開催

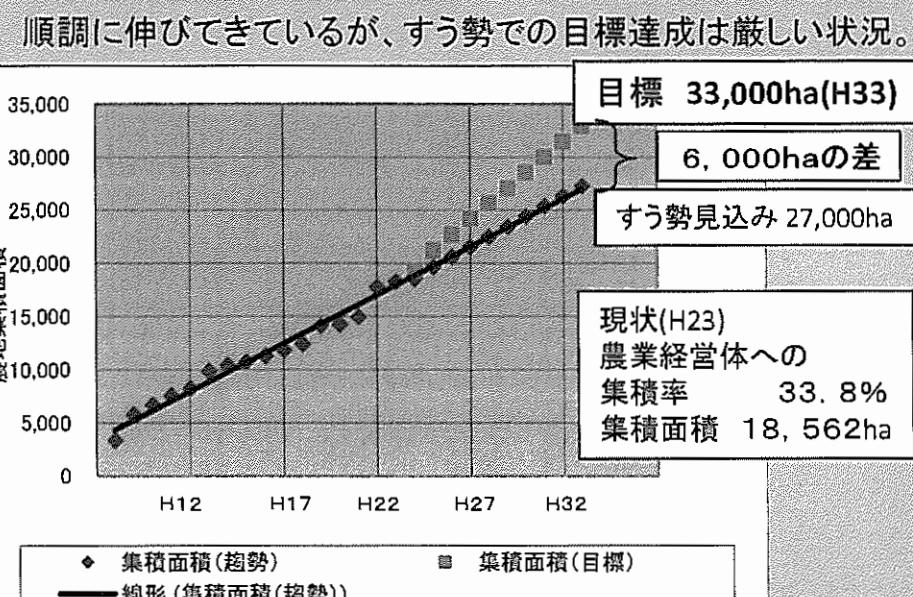


三重県における県農地中間管理機構の設置に向けての考え方

別添3-1

1 農地集積の現状と課題

(1) 農地の集積の進捗状況



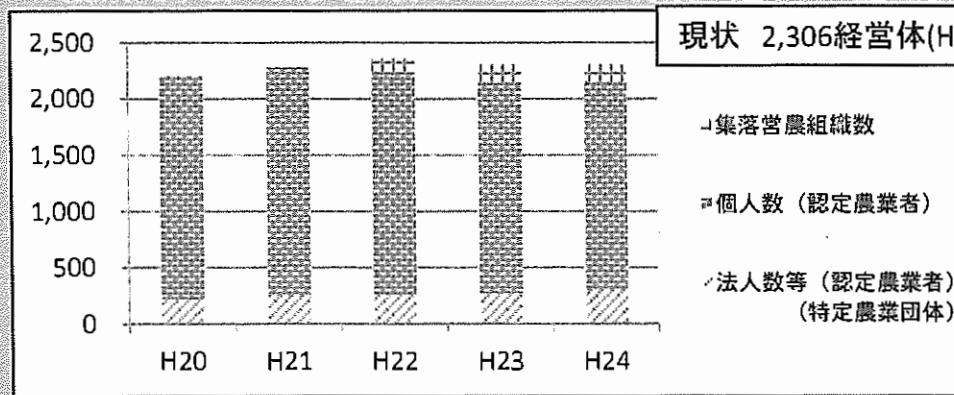
【課題1】

県の掲げる目標の達成のためには、現状の推進方法を見直し、加速的推進する新たな仕組みが必要である。

県の農地
集積目標
(H33)
33,000ha

(2) 農業経営体の育成状況

農業従事者の減少を補うほど担い手の育成が進んでいない。



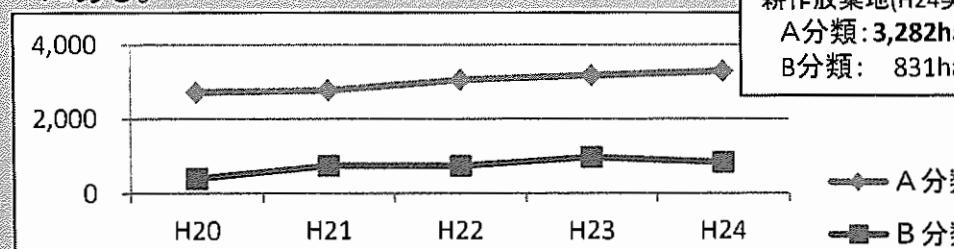
【課題2】

農地集積の推進と併せて、農業経営体の育成を図っていく必要がある。

県の経営体
育成目標
(H33)
3,000経営体

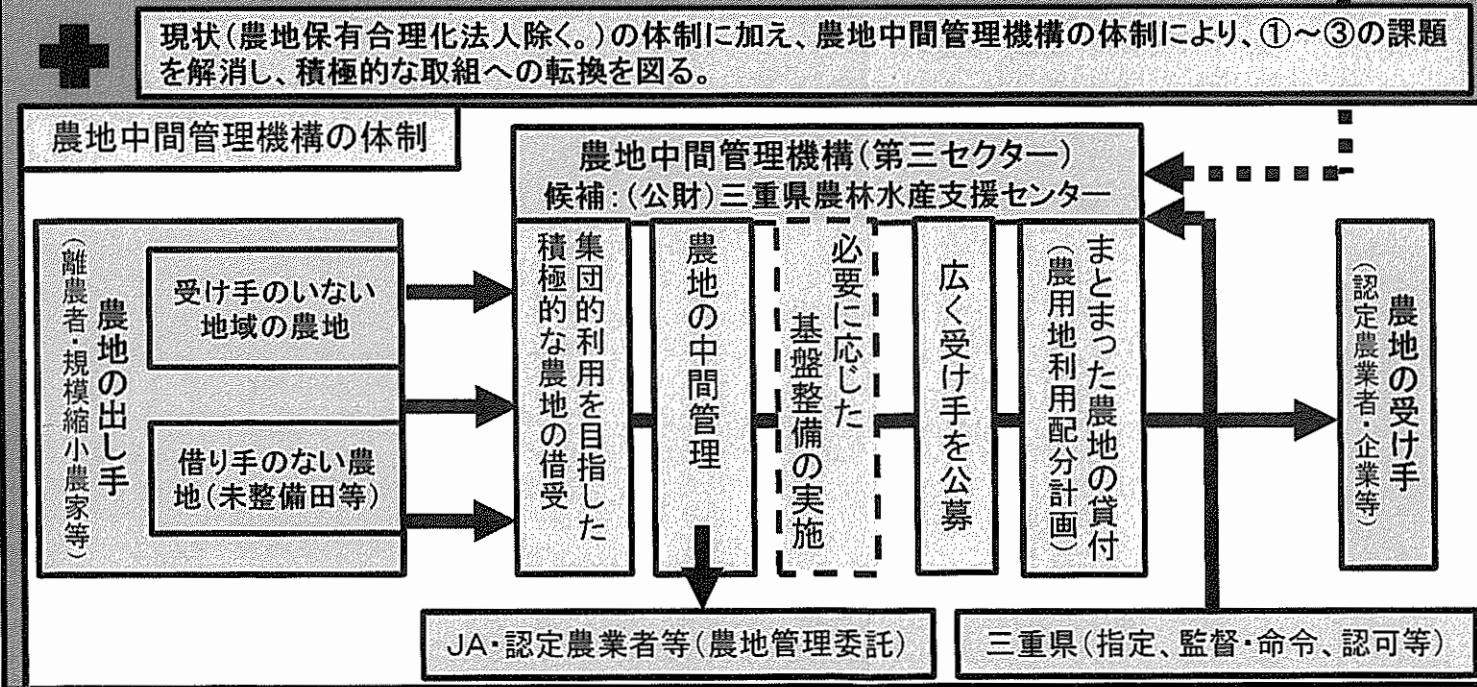
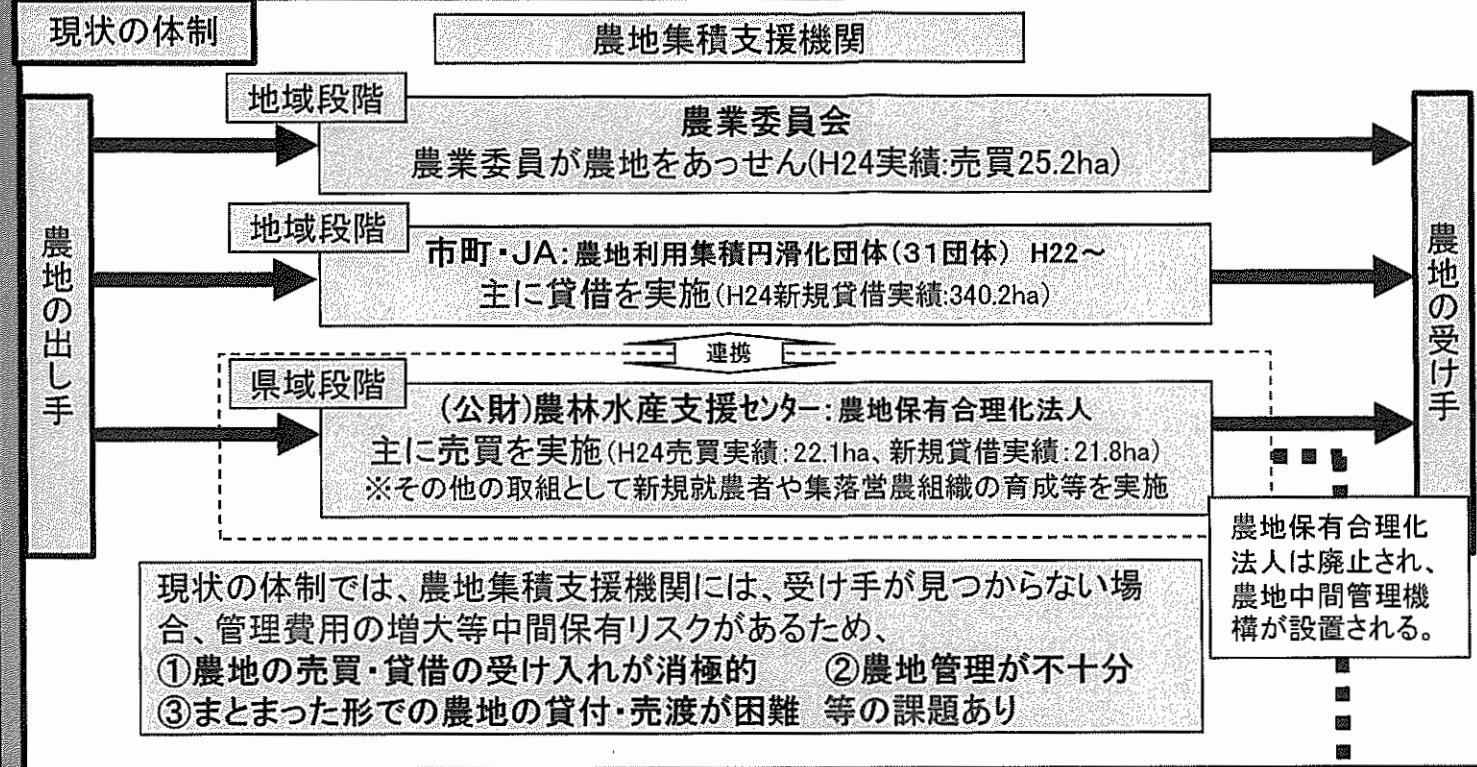
(3) 耕作放棄地(荒廃農地)の状況

荒廃農地の発生・解消に関する調査において、年々、増加傾向にある。



※目標は三重県農業振興地域整備基本方針にて設定
※H24年度から荒廃農地の発生・解消に関する調査において、耕作放棄地を荒廃農地と名称変更

2 農地中間管理機構の設置による推進体制



3 農地中間管理事業実施による期待する効果

- 農地利用にかかる地域合意形成(人・農地プラン、農地の条件整備等)の促進
 - 担い手確保支援施策との密接な連携による多様な担い手の育成(認定農業者、農業法人、集落営農組織、新規就農者、企業等)
 - 担い手農家間の農地調整等、農地の集約化による効率的な農業経営を実践する担い手の育成
 - 高齢農家等が安心して農地を預けられる受け皿の確立(安心感ある農地集積の仕組みづくり)
 - 茶・果樹等樹園地の農地集積への対応
- * 機構の執行体制
- 県内を3~4ブロック程度に分け、班体制により地域担当窓口を明確化し、市町・農業委員会等関係機関と連携して推進

1 基本方針の策定について

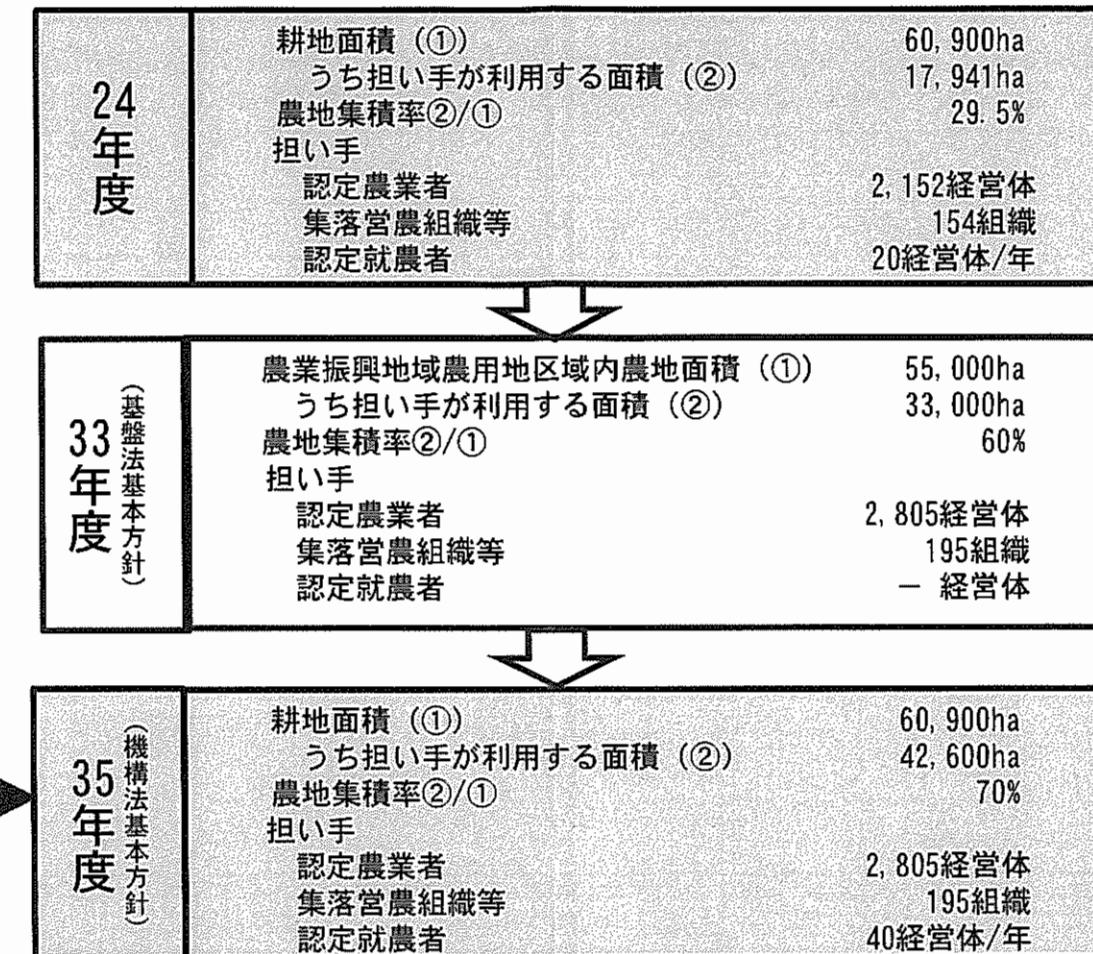
- (1) 「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「機構法基本方針」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、県が策定するとされている。（法定受託事務）
- (2) 機構法基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する基本方針（以下「基盤法基本方針」という。）に適合するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。
- (3) 機構法基本方針は、今後10年を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

2 基本方針で定める主な事項

項目	主な内容
第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○耕地面積のうち担い手が利用する面積 ○認定農業者数 ○集落営農組織数 ○認定就農者数など
第2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○持続的な営農の仕組みを有する集落数 ○荒廃農地のうち再生可能面積など
第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理機構の指定 → 候補:(公財)三重県農林水産支援センター ○農地中間管理事業の実施体制等 ○農地中間管理事業の重点推進事項
第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業を重点的に実施する区域 → 人・農地プラン作成地区等 ○農用地等の借受を希望する者の募集 → 区域を定め公募(インターネット等を介して募集) ○農地中間管理権を取得する農用地等 → 農地の借受希望者が存在する区域内の農用地 (再生利用が不可能な農地は取得しない) ○農地中間管理権の取得の方法 → 所有者との協議により決定(できる限り長期(10年以上)とする) ○農用地利用配分計画の決定の方法 → 公平かつ適正に農用地等の貸付の相手方を選定 (原則、市町に農用地利用配分計画案の作成を依頼) ○農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施 → 借受希望者に貸付が確実に行われると見込まれる場合に実施 ○農地中間管理権の解除 → 原則2年を経過しても貸し付けできないときは解除できる ○業務委託 → 業務の一部を市町等に委託することができる ○農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応じるための相談窓口等の設置
第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他の農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者等による協議の場の設置等 ○農地中間管理事業に関する啓発普及 ○農地中間管理事業を推進するための施策

3 目標設定の考え方

機構法基本方針における、担い手が利用する農用地の目標面積は、本県の農用地集積面積の現状及び基盤法基本方針(H33目標)を踏まえるとともに、今後の農地中間管理事業の効果を見込んで設定する。* 担い手が利用する農用地の目標面積:42,600ha(H35)、今後、毎年約2,500ha(これまでの約3倍)の集積を目指す。



4. 重点推進事項

(1) 農地利用にかかる地域合意形成の促進

農村地域では、土地持ち非農家の増加や後継者不足により、効率的な農業経営を実践するための計画的な農地利用計画の策定や基盤整備事業等の実施が難しい状況となっており、機構が参画することで、人・農地プランの作成や基盤整備事業の実施等農地の効率的利用のための地域合意形成の促進を図る。

(2) 関連施策との密接な連携による多様な担い手の育成

県内の多くの地域で、受け手となる担い手農家が不足していることから、集落営農組織の育成と法人化への支援、新規就農希望者の受け入れ体制の構築、民間企業や福祉事業所等の農業参入への支援等の取組と連携して、農地の受け手となる多様な担い手の育成を図る。

(3) 集団的農地利用に向けた担い手農家間の調整

担い手農家が確保された地域においても、経営農地が点在し、効率的な経営が実現されていない状況もあることから、借受農地の交換等農地中間管理機構の関与による調整により、集団的な農地利用を進める。

(4) 安心感のある農地の権利移動のしくみづくりと管理体制の確立

農地中間管理機構にストックされる農地が年々増加していくことから、受け手と出し手の双方からの苦情や要望等も予想され、そのための適切な対応やきめ細かい管理体制を構築する。

(5) 茶、果樹等樹園地の農地集積への対応

近年、荒廃した茶園や果樹園も増加していることから、水田や畑のみならず、樹園地を対象とした農地集積のしくみづくりについて積極的に対応する。

三重県農地中間管理事業の推進に 関する基本方針（案）

平成26年3月

三 重 県

目 次

はじめに ······	1
第 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標 ·····	2
第 2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用 ····· の効率化及び高度化の促進に関する目標	3
第 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向 ······	3
第 4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項 ······	5
第 5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項 ······	6
第 6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力 ······	7

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（平成 22 年三重県条例第 59 号）に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともにその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定（平成 24 年 3 月）し、農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立に向けて、意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の設立促進、新規就農者や企業などの新たな参入の促進に取り組んでいるところです。

一方、国は、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を両輪とする農政改革を推進するとしています。

こうした中、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の実現を目指に掲げ、各都道府県に農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むこととしています。

こうした状況を踏まえ、県では、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業を、これまで取り組んできた①集落等を単位とした持続的な営農の仕組みづくりの推進、②人・農地プランの作成への支援、③多様な担い手（認定農業者、農業法人、集落営農組織、新規就農者、企業等）確保への支援等の施策と連動させることにより、担い手への農地集積の加速化や生産性の向上に取り組み、本県農業のめざすべき将来の姿の早期実現を図るための方針として策定するものです。

2 基本方針の性格及び計画期間

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下、「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づくものであり、目標は今後 10 年間を見通して定めるものとし、おおむね 5 年ごとに見直すこととします。

平成 26 年 3 月〇〇日

第1 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）が利用する農用地の面積の目標は以下のとおりとします。

	現在 (平成 25 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積 (①)	60,900ha	60,900ha
うち担い手が利用する面積 (②)	17,491ha	42,600ha
○認定農業者	2,152 経営体	2,805 経営体
うち個人	1,856 経営体	2,355 経営体
うち法人	296 経営体	450 経営体
○集落営農組織等	154 組織	195 組織
○認定就農者	20 経営体/年	40 経営体/年
②/①	29.5%	70%

※耕地面積①：平成 25 年耕地面積（7 月 15 日現在）農林水産省公表

担い手が利用する面積②：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

認定農業者数：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

集落営農等組織数（経営所得安定対策加入集落営農組織及び特定農業団体数）

：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

認定就農者数：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

第2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標は、以下のとおりとします。

	現在 (平成25年度)	概ね10年後 (平成35年度)
持続的な営農の仕組みを有する集落数	676集落	1,550集落
荒廃農地面積	1,946ha	384 ha
うち再生可能	1,578ha	384 ha
うち再生不能	369ha	— ha

※持続的な営農の仕組みを有する集落数：農林水産部扱い手育成課調べ（平成25年3月末現在）

荒廃農地面積：平成24年の都道府県別の荒廃農地面積（農林水産省公表）

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（1）農地中間管理機構の指定

県は、三重県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（以下「機構」という。）を指定し、認定農業者等の扱い手農家への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけるものとします。

（2）農地中間管理事業の実施体制

機構は、農地の貸借・売買等農地集積に係る専門的技術を持った職員を配置し、関係機関との連携のもと円滑に農地中間管理事業を実施できるようにするものとします。

また、農地中間管理事業の実施状況について、評価し、機構の代表者に意見を述べることができる農地中間管理事業評価委員会を設置するものとします。

（3）農地中間管理事業規程

機構は、本基本方針に適合し、農地中間管理事業を円滑かつ適正に実施するために、「農地中間管理事業規程」を定めるものとします。

（4）農地中間管理事業計画等

機構は、事業年度ごとに、その事業年度における農地中間管理事業の目標等を定めた事業計画書及び収支予算書を作成するものとします。

(5) 農地中間管理事業の重点推進事項

機構の有する機能を最大限に活用しつつ、関係機関との連携による推進体制を構築し、以下のことについて重点的な推進を行います。

ア 農地利用にかかる地域合意形成の促進

農村地域では、土地持ち非農家の増加や後継者不足により、効率的な農業経営を実践するための計画的な農地利用計画の策定や基盤整備事業等の実施が難しい状況となっており、機構が、土地持ち非農家等が所有する農地の中間管理権を取得し、地域の話し合いに参画することで、人・農地プランの作成や基盤整備事業の実施等農地の効率的利用のための地域合意形成の促進を図ります。

イ 関連施策との密接な連携による多様な担い手の育成

県内の多くの地域で、農地の受け手となる担い手農家が不足していることから、集落営農組織の育成と法人化への支援、新規就農希望者の受入体制の構築、民間企業や福祉事業所等の農業参入への支援等の取組と連携して、農地の受け手となる多様な担い手の育成を図ります。

ウ 集団的農地利用に向けた担い手農家間の調整

担い手農家が確保された地域においても、経営農地が点在し、効率的な経営が実現されていない状況もあることから、借受農地の交換等機構の関与による調整により、集団的な農地利用を進めます。

エ 安心感のある農地の権利移動のしくみづくりと管理体制の確立

農地中間管理事業の実施に伴い、機構にストックされる農地が年々増加していくことから、農地の受け手と出し手の双方からの要望や苦情等に対し、適切かつきめ細かい対応ができる管理体制を構築します。

オ 茶、果樹等樹園地の農地集積への対応

近年、荒廃した茶園や果樹園も増加していることから、水田や畠のみならず、樹園地を対象とした農地集積のしくみづくりへ機構が関与します。

第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

(1) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

地域の農用地利用計画や中心となる経営体等にかかる具体的な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地集積を進めようとする機運や新規就農者等新たな扱い手の農業参入を積極的に受け入れしようとする機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化や新たな扱い手の育成を促進する効果が高いと見込まれる区域を重点区域とするものとします。

(2) 農用地等の借受を希望する者の募集

機構は、公平・公正を図るため、事業実施年度において定期的に農用地等の借受を希望する認定農業者等の扱い手（以下「受け手農家」という。）について、区域を定め、インターネット等を介して募集するものとします。

(3) 農地中間管理権を取得する（機構が借り受ける）農用地等

機構が農地中間管理権を取得する農用地等は、第4（2）で募集する受け手農家が存在する区域に存するもので、基本的には、現に耕作している農地、再生利用が可能な荒廃農地（抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地）等とし、その借入については、機構において農地中間管理権が滞留することがないように、十分に配慮するものとします。

また、原則として、再生利用が不可能な農地（森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な情勢整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地）は取得しないものとします。

(4) 農地中間管理権の取得の方法

機構は、農用地等の所有者からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行なうほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合には、農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れるものとします。

なお、農地中間管理権の期間は、できる限り長期（10年以上）とし、所有者との協議により決定することとします。

(5) 農用地利用配分計画（農用地等の貸付け）の決定の方法

地域農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものとします。

具体的には、原則、機構から農用地利用配分計画案の提出等の協力を受けた市町が必要に応じて農業委員会に意見を聴き、農用地利用配分計画案を作成し、機構に提出するものとします。

その際に、人・農地プラン等の内容を重視するとともに、以下の点に留意するものと

します。

- ア 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようすること
- イ 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散錯闇の解消に資すること
- ウ 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること

(6) 農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施

機構は、所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられている農用地等について、貸付けが確実に行われると見込まれる場合に、基盤整備事業等への参画等農用地等の利用条件の改善を図るための業務を実施するものとします。

(7) 農地中間管理事業に関する相談または苦情に応じるための相談窓口等の設置

機構は、主たる事務所に機構へ貸し付けることを希望する農家（以下「出し手農家」という。）及び受け手農家等に対して相談・苦情等の窓口を設置し、円滑に農地中間管理事業が実施できるようにするものとします。

(8) 農地中間管理権を解除する場合

機構は、農地中間管理権取得後原則2年を経過しても、なお当該農用地等が貸し付けられていない場合、災害等により農用地として継続して利用することが困難な場合については、農地中間管理権の解除をすることができるものとします。

(9) 業務委託

農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、機構は、委託先に対して業務を適切に行うことのできる能力等を確認したうえで委託することができるものとします。

なお、賃料の收受・支払、農用地等の管理等定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めることとします。

第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置等

市町は、当該市町の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域の調和に配慮した農業の発展を図るために、人・農地プランの区域など地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来のあり方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設けるものとします。

(2) 農地中間管理事業に関する啓発普及

機構は、三重県農業再生協議会等県内の関係団体で構成する組織との密接な連携のもとに、農地中間管理事業の内容や活用方法等について周知徹底を図るものとします。

また、機構は市町と連携して、人・農地プランの作成、見直しのプロセスにおいて、地域農業者等に農地中間管理事業の活用方法等について周知徹底を図るものとします。

(3) 農地中間管理事業を推進するための施策

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、機構への農地貸付が促進され、さらに受け手農家へ集積・再配分されるよう、人・農地プラン制度、各種補助金、交付金等を有効に最大限に活用するものとします。

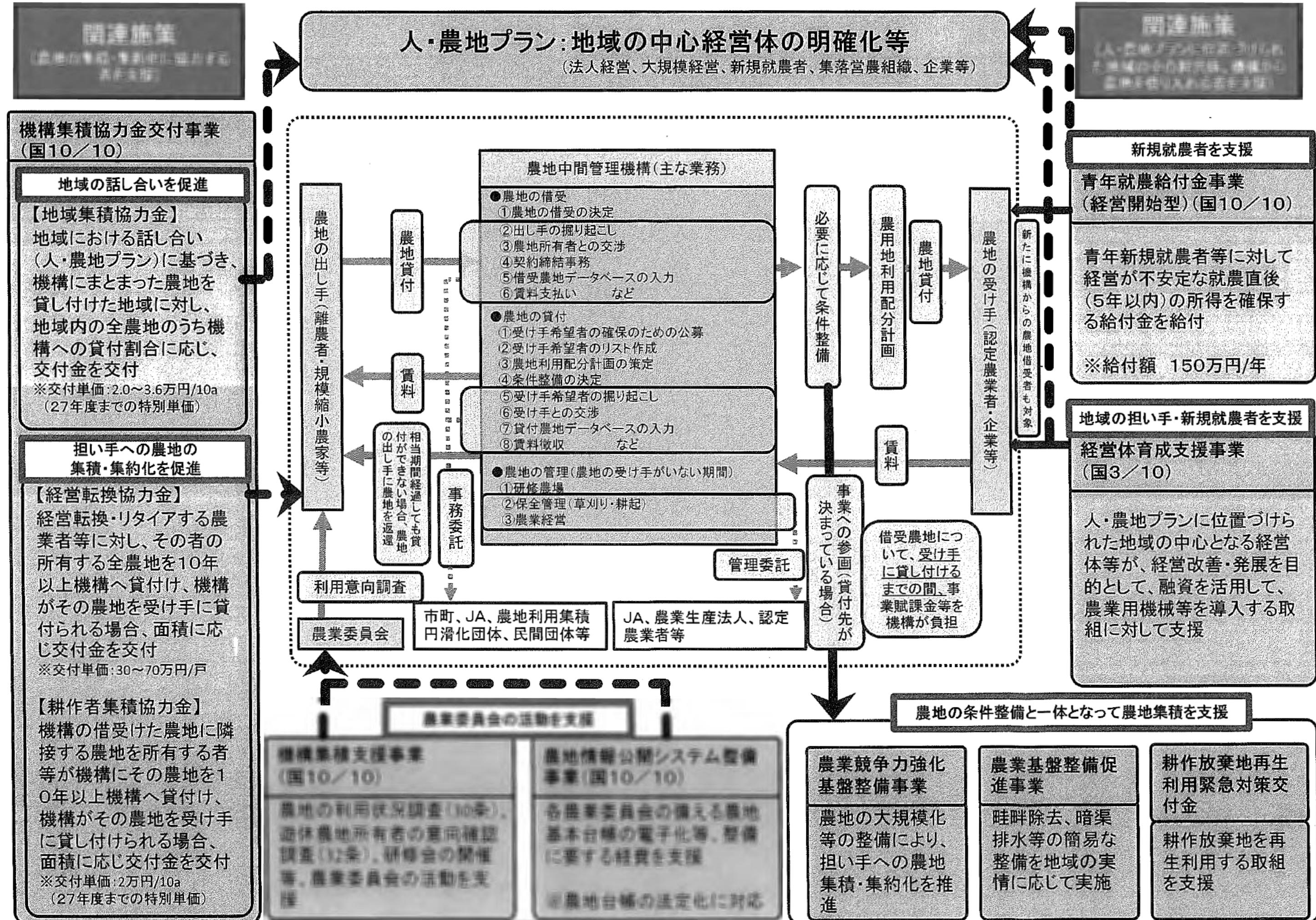
第6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力に関する事項

(1) 地方公共団体との連携等

機構は、三重県、県内市町、県内農業委員会と密接な連携及び協力のもとに、その創意工夫を發揮して農地中間管理事業を積極的に実施するものとします。

(2) 関係機関の協力

三重県農業会議、県内農業協同組合、三重県農業協同組合中央会、県内土地改良区、三重県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する県内の団体、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、農地中間管理事業の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとします。



経営所得安定対策の見直し

別添3-5

現行	見直し後
1. 米の直接支払交付金	
米の生産数量目標を守った販売農家を対象に、10a当たり1.5万円を交付。 (県の実績 H24: 件数20,014件、金額2,450百万円、面積18,322ha)	26年産から29年産まで、米の生産数量目標を守った販売農家を対象に、10a当たり7,500円に減額して交付。
2. 米価変動補填交付金	
米の生産数量目標を守った販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合に差額を補填。 (H23、H24は、発動なし)	①26年産から廃止。(米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ対策)に一本化する。) ②26年産は、ナラシ対策非加入者に対しても激変緩和措置として、補填があった場合の補填額における国費相当分の1/2が交付される。
3. 水田活用の直接支払交付金 (従来の転作助成金)	
全ての販売農家を対象に、米の生産数量目標の達成の如何に関わらず、作付面積に応じた交付金が交付。 ①戦略作物助成	①麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米の単価は現行どおり。 ②飼料用米・米粉用米で数量払いを導入。 (収穫量に応じ5.5～10.5万円/10a) ③産地交付金の拡充 (水田フル活用ビジョンの作成が支払の要件) ・飼料用米・米粉用米向け多収性専用品種の取組や、加工用米の事業者との複数年契約の取組に対し、1.2万円/10aを交付。 ・そば・なたねの作付取組に対して、産地交付金を交付
②産地資金(地域が作物・単価を設定) (県の実績 H24: 件数5,284件、3,717百万円、面積11,169ha)	
4. 畑作物の直接交付金(ゲタ対策) (麦・大豆等の恒常的なコスト割れへの補填)	
①畑作物(麦、大豆、そば、なたね等)の販売農家を対象に、生産コストと販売額の差に相当する額を助成。 ②数量払と面積払(営農継続支払)を交付 (県の実績 H24: 件数762件、金額2,347百万円)	①27年産から、対象を担い手(認定農業者、集落営農、認定就農者)に限定して実施(規模要件は課さない)。ただし、26年産の対象は現行どおり。 ②数量払の単価が見直された。(小麦、大豆については、現行と大きな差はない)。
5. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策) (標準的収入額との差額の補填)	
①米、麦、大豆等を対象に、生産者の拠出(補填額の1/4を負担)を伴うセーフティネットとして、基準収入から下がった金額の9割を補填。 ②加入できる者は、認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者。 (県の実績 H24: 件数610件、金額127百万円)	①仕組みは現行どおりで、27年産から、対象を担い手(認定農業者、集落営農、認定就農者)に限定して実施(規模要件は課さない)される。 ②26年産は、ナラシ対策非加入者に対しても激変緩和措置として、補填があった場合の補填額における国費相当分の1/2が交付される。

※1 農家等への交付金は、見直し後も、国から直接支払われる。(県、市町を経由しない。)

※2 この制度の推進は、県及び地域農業再生協議会が担う。(推進事務費は県予算(国10/10で計上))

VIII 日本国直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施します。

制度の全体像

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

創設

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り
水路の泥上げ

資源向上支払

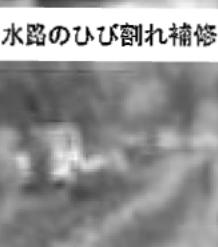
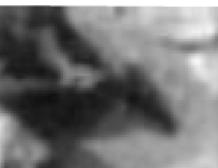
地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

組替

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え。名称変更します

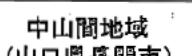


水路のひび割れ補修
植栽活動

中山間地域等直接支払

現行制度維持

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支援

現行制度維持

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。



カバークロップ(緑肥)
の作付

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

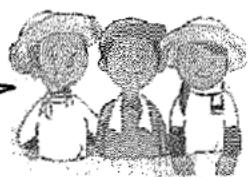
多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)の概要

制度のポイント

○農地維持支払は、

- ①農業者のみの活動組織でもOK（非農業者の参加を要件としない）
- ②農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。

農業者だけでも支援対象になるんだ。畑や草地でも取り組み易くなるなあ。



交付単価

国と地方公共団体の合計額

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1・2 (共同活動)	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化※3)	①、②及び③に取り組む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

負担割合

国 1/2

都道府県 1/4

市町村 1/4

※ 国と地方が1対1で負担。

引用：農林水産省 平成25年12月作成
パンフレット「新たな農業・農業政策が始まります」等より